

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第89号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年3月1日 16時00分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市 ^{たてば} 豎場島東方沖 岡山県玉野市所在の ^{ひび} 日比港西4号防波堤灯台から真方位263° 2.5海里付近 (概位 北緯34°26.8′ 東経133°52.8′)
事故等調査の経過	平成26年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 ^{おおみ} 大見丸、1.7トン KA3-28197（漁船登録番号）、個人所有 第280-30238号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	舵板に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、船首約0.4m、船尾約1.0mの喫水により、玉野市宇野港を出港し、船長が操船に当たり、豎場島東方沖を倉敷市水島港に向けて西進中、平成26年3月1日16時00分ごろ同島の東方沖に ^こ 拵延する高州に乗り揚げた。 本船は、同乗者が海上保安庁に事故の通報を行い、潮が満ちるのを待って自力で離礁し、香川県高松市高松港に帰った。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風力 1、視程 約2km 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約119cm（岡山県倉敷市 ^{しもつ} 下津井）
その他の事項	船長は、水島港に係留中の僚船を ^い えい航して基地である高松港に戻る予定であった。 船長は、宇野港から水島港へ向かうのは初めてであり、豎場島の東方沖に ^こ 拵延する高州の存在を知らなかった。 船長は、同乗者のうちの1人が、油タンカーの船員として水島港に入港した経験があったので、同港に向かう航行経路の水路状況を知っているものと思い、水路調査を行っていなかったが、同乗者は、本事故発生場所付近の水路状況を知らなかった。 本船は、GPSプロッターを作動させていたが、10m以下の等深線は表示されないものであった。

	<p>豎場島東方沖には、標識の西側に岩礁、浅瀬、沈船等の障害物があることを示す東方位標識である高州東方灯浮標が設置されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、豎場島東方沖を西進中、船長が、同乗者が航行経路の水路状況を知っているものと思込み、水路調査を行っていなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、豎場島東方沖を西進中、船長が、同乗者が航行経路の水路状況を知っているものと思込み、水路調査を行っていなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海図等により航行経路付近の水路状況を調べておくこと。 ・方位標識として設置されている航路標識の意味を理解しておくこと。